

加東市中央図書館及び滝野図書館自動販売機設置事業者募集要領

加東市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、中央図書館及び滝野図書館における自動販売機の設置を計画しております。

つきましては、自動販売機を設置する意向があり、以下の設置条件を満たし、遵守していただける設置事業者を募集します。

1 募集物件

(1) 使用料の最低料率

毎月の自動販売機の売上金額の30%

(2) 販売品目及び特記事項

- ・密閉式清涼飲料水等（酒類を除く）
- ・滝野図書館設置の自動販売機は、災害対応型自動販売機とすること

(3) 物件一覧（別紙資料1）

物件番号	設置場所	台数
①	中央図書館（加東市社123番地） 玄関横	1台
②	滝野図書館（加東市下滝野1369番地2） 1階ロビー	1台

- ※ 各自動販売機設置スペースは、別紙資料1で確認すること。なお、設置スペースは、放熱スペースを含むが、容器回収箱設置スペースは含まないものとする。
- ※ 密閉式は、缶、ビン、ペットボトル及び紙パックで密閉された容器とすること。
- ※ 災害対応型自動販売機は、災害時に自動販売機の飲料を取り出すことができる機器とすること。なお、滝野図書館は災害時の避難所となるため災害時に教育委員会が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償提供できるものとする。
- ※ 自動販売機の機種によっては、設置、商品の補充、メンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられるため、事前に設置場所の確認を行うこと。

2 応募の単位

応募単位については物件ごとの応募とする。

3 応募資格要件

次の要項を全て満たす場合に限り応募ができるものとする。

- (1) 加東市内に本社、本店、支店、営業所を有する法人若しくは加東市内で事業を営んでいる個人、又は加東市の公共施設において、2年以上の自動販売機の管理・運営実績を有している事業者
- (2) 加東市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 直近の1年間において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。

○加東市における暴力団の排除の推進に関する条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。

ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

（ア）自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

（イ）暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

（ウ）（ア）又は（イ）に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

- (4) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により兵庫県暴力追放運動推進

センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う機関又は団体をいう。

4 設置条件

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用するものとする。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和6年6月1日（土）から令和9年5月31日（月）までとする。

③ 使用料（月額）

1 (1)で定めた使用料の最低料率以上で、提案のあった料率に毎月の自動販売機の売上金額の総額を乗じて得た額（1円未満切捨て）を月額の使用料とする。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置・撤去（原状回復に要する費用を含む）等に係る費用及び維持管理費用は、全て設置事業者が負担するものとする。ただし、電気料金は市が負担するものとする。

⑤ 自動販売機の仕様等

ア 消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

イ ユニバーサルデザインを有する仕様であること。

⑥ 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）、「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

また、商品販売に必要な営業許可が必要な場合は、その許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。

また、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

⑦ 使用済み容器の処理

ア 回収ボックスの設置

設置者は、原則として自動販売機1台に1個ないし2個の回収ボックスを自動販売機脇に設置すること。

なお、設置数及び設置場所については教育委員会と協議の上決定するものとする。

イ 回収ボックス

- ・素材は、プラスチック製又は金属製とすること。
- ・容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み商品容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。
- ・収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図るものとする。

ウ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）等、関係法令に基づいて設置事業者が適正に処理すること。

⑧ 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

ウ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

エ 商品の補充においては、商品が品切れにならないよう随時補充すること。

⑨ 販売価格

販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。

(2) 設置工事等

① 自動販売機の設置工事については、令和6年6月1日（土）午前9時30分以降からとし、教育委員会と協議の上実施することとする。

② 電気配線については整備済みであり、また電気の計量メーターの設置は不要とする。

※事前に設置場所の確認を行うこと。

③ 販売機の設置・撤去作業に伴う作業調整は事業者同士で行うこととする。

(3) その他の事項

① 使用許可の条件を順守すること。

② 販売実績報告を毎月教育委員会に提出すること。（様式は任意）

- ③ 販売実績報告に基づき、使用料を毎月納付すること。

5 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和6年4月25日（木）から令和6年5月16日（木）までとし、各日とも午前10時00分から、午後6時00分までとする。

ただし、休館日は除く。

(2) 申込受付場所

本要項「10 申込書類等提出及び連絡先」に同じ。

(3) 申込方法

直接持参のみとする。郵送等での受け付けは行わないものとする。

(4) 申込みに必要な書類

申込時には次の書類を応募物件ごとに作成し、提出することとする。

- ① 加東市自動販売機設置事業者応募申込書（様式第1号）

- ② 加東市の公共施設への管理・運営実績（様式第2号）

※加東市内に本社、本店、支店、営業所を有する法人もしくは加東市内で事業を営んでいる個人については、提出不要とする。

- ③ 使用料の料率提案書（様式第3号）

- ④ 誓約書（様式第4号）

- ⑤ 国税及び地方税に係る直近1年分の納税証明書又は未納がないことが確認できるもの（写し可）

- ⑥ 設置予定の自動販売機のカatalog（寸法、消費電力のわかるもの）

- ⑦ 事業概要

〈法人〉会社概要のパンフレット

〈個人〉創業日、事業内容等（任意様式）がわかるもの

(5) 留意事項

申請者が次に掲げる要項のいずれかに該当した場合、その者を審査の対象から除外することができる。

- ① 同一物件において複数の申込書を提出したとき。

- ② 申込書類に虚偽または不正があったとき。

- ③ 申込書類提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。

- ④ その他不正な行為があったと市が認めたとき。

(6) 申込書の取扱

- ① 返却

提出された書類は返却しないものとする。

- ② 申込みの辞退

申込後、辞退する場合、辞退届（様式は任意）を提出するものとする。

(7) 申込みに当たっての費用負担

- 申込みに当たって必要となる費用は、すべて申請者の負担とする。
- (8) 募集内容に関する質問について
- 募集要領の内容等に関する質問を、次に掲げる項目のもと受け付けするものとする。
- ① 質問の受付期間
- 令和6年4月25日(木)から令和6年5月2日(木)までとし、各日とも午前10時00分から午後6時00分までとする。
- ただし、休館日は除く。
- ② 質問の受付方法
- 募集要領の内容等に関する質問は質問書(任意の様式)に記入の上、ファックスによる提出とすること。なお、未着などを防ぐため提出後、必ず電話により到着の確認を行うものとする。到着確認がない質問は無効とする。
- ③ 提出先
- 本要項「10 申込書類等提出及び連絡先」に同じ。
- ④ 回答方法
- 応募の公平を期するため、申請者すべてに対し一斉に回答を行うものとする。
- 募集要領の内容等に関する質問及びその回答は、その後の申込みの内容や審査事項に反映されることから、基本的には電話等での返答は行わないものとする。
- ただし、教育委員会は手続きに関する内容について返答可能な事項は回答を行うものとする。
- なお、質問内容によっては回答に時間を要する場合がある。
- ④ 回答期日
- 令和6年5月7日(火)の期日までに順次回答を行うものとする。
- (9) 説明会
- 募集要領の説明会は行わないものとし、設置場所の事前確認については、日時を事前に連絡し、教育委員会の許可を受けた上で現地確認を行うものとする。
- ① 事前確認期間
- 令和6年4月25日(木)から令和6年5月2日(木)までとし、各日とも午前10時00分から午後6時00分までとする。
- ただし、休館日を除く。
- ② 連絡先
- 本要項「10 申込書類等提出及び連絡先」に同じ。

6 審査及び選定に関する事項

教育委員会は、申請者から提出された申込み内容等について、資格審査を経て、1(1)で定めた使用料の最低料率以上の率で、最も高い料率で申込みを行った者を設置予定事業者とする。なお、最高となる料率を提案した者が2者以上あるときは、当該申込者立ち会いのもと、くじによる選定を行うものとし、その際には、当該申込者に電話による通知を行うものとする。

7 決定までのスケジュール

(1) 募集期間

- ① 募集の開始 令和6年4月25日(木)
- ② 設置場所の事前確認 令和6年4月25日(木)～令和6年5月2日(木)
- ③ 質問期間 令和6年4月25日(木)～令和6年5月2日(木)
- ④ 質問の回答期日 令和6年5月7日(火)
- ⑤ 申込受付期日 令和6年5月16日(木)

(2) 設置予定事業者の決定 令和6年5月21日(火)

(3) 使用許可 令和6年6月1日(土) 予定

8 使用許可に関する事項

設置予定事業者の決定後、当該事業者は教育委員会に対し「行政財産使用許可申請書」を提出し、その申請に基づき教育委員会は「行政財産の使用許可書」を発行するものとする。

9 設置予定事業者の取り消し

設置予定事業者が正当な理由なくして行政財産使用許可申請書を提出しない場合は、教育委員会は設置予定事業者の決定を取り消すことができる。また、使用許可の日までに次に掲げる事項に該当するときは、その決定を取り消し、行政財産の使用許可をしないものとする。

- ① 設置予定事業者が、「3 応募資格要件」に掲げる資格要件を欠くに至ったとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう等により、設置事業者として相応しくないと認められるとき。
- ⑤ その他、本要項に定める条件等を満たさなくなったとき。

10 申込書類等提出及び連絡先

〒673-1431

加東市社 123 番地 加東市中央図書館

電話 0795-42-8000 (直通)

FAX 0795-42-8010

〒679-0292

加東市下滝野 1369 番地 2 加東市滝野図書館

電話 0795-48-3003 (直通)

FAX 0795-48-5526

※休館日は、別紙資料2で確認すること。